

岡山県内部統制基本方針

本県が行う事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第1項の規定に基づき岡山県内部統制基本方針を次のとおり定めます。

1 目的及び取組

次に掲げる事項を内部統制の目的とします。

その達成に向けて、本県の政策目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることにより、事務の適正な執行の確保に組織的に取り組みます。

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

事務の処理に当たっては、最小の経費で最大の効果を挙げるとともに、常に組織及び運営の合理化に努めることを基本に、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるよう、業務プロセスの可視化やチェック項目の明確化に取り組みます。

(2) 報告の信頼性の確保

予算や決算等の財務報告や政策実績等に係る報告は、県議会や県民が県の活動の確認等を行うための重要な情報であり、その信頼性を確保するため、正確な情報提供に取り組みます。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

適正な事務処理は県民の信頼の基礎となるものであり、研修や職場会議等により、全職員に法令等の遵守の意識徹底を図ります。

(4) 資産の保全

県が保有する財産は県民が共有する資産であり、その適切な保全を図るため、有効な利活用と適正な手続きに基づく取得、使用、処分等を行います。

2 対象とする事務

内部統制の対象とする事務は、財務に関する事務とします。

3 有効に機能するための取組

内部統制を組織的に推進し、有効に機能するよう、次のとおり取り組みます。

(1) 全庁的な推進・評価体制の構築

副知事を実務責任者とする全庁的な推進・評価体制を構築します。

(2) 評価報告書の作成、監査委員の審査、県議会への提出及び公表

体制整備の状況及びその運用状況について毎年度評価報告書を作成し、監査委員の意見を付して県議会へ提出するとともに、県民に公表します。

(3) 監査委員との連携

情報提供、意見交換を適宜行うとともに、監査委員から意見が出された場合は、適切に対応します。

(4) 体制の見直し

内部統制の体制整備状況及び運用状況に係る評価結果や、監査委員、県議会からの意見等を踏まえ、柔軟に体制の見直しを行います。

令和7年3月19日

岡山県知事 伊原木 隆太